

京都市告示第440号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和4年11月7日

京都市長 門川大作

- 1 道路の種類 府道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧新別	延長	敷地の幅員
二条停車場 東山三条線	中京区二条城町541番地地先から	旧	メートル 64.60	メートル 25.80 ~62.80
	同区池元町408番地の8地先まで	新	64.60	25.73 ~72.00
京都広河原 美山線	中京区池元町408番地の8地先から	旧	458.80	23.15 ~78.50
	同区下堀川町164番地の6地先まで	新	458.80	24.00 ~72.00

- 2 道路の種類 市道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧新別	延長	敷地の幅員
東堀川通	中京区押堀町23番地の1地先から	旧	メートル 37.40	メートル 9.10 ~64.00
	同町29番地の1地先まで	新	37.40	9.10 ~10.00
竹屋町通	中京区二条城町541番地地先内	旧	20.60	19.16 ~19.20
		新	20.60	19.26 ~19.27

押小路通	中京区押堀町32番地の1地先から	旧	26.70	6.25 ~ 6.30
	同区二条城町541番地地先まで	新	50.00	6.25 ~10.17
西堀川通	中京区下堀川町164番地の6地先から	旧	458.80	23.15 ~78.50
	同区池元町408番地の8地先まで	新	458.80	24.00 ~72.00

(建設局土木管理部道路明示課)